

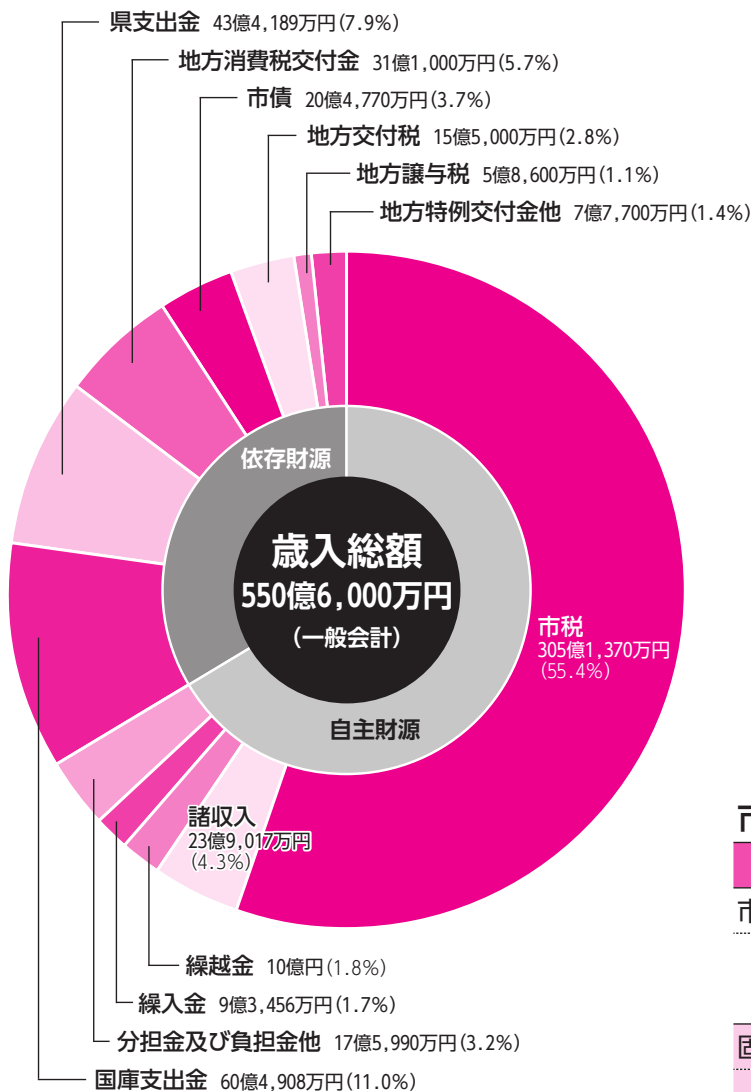
令和元年度

当初予算

令和元年度の当初予算が決まりました。予算総額は1054億8220万円で、前年度に比べ28億4702万円、2.8%の増額となりました。当初予算の概要を紹介します。

問財政課 (☎65・2166)

※前年対比欄の△印は、マイナスを表します。



市税の内訳

税目名	予算額	前年対比
市民税	127億2,022万円	5.6%
個人	108億9,153万円	1.0%
法人	18億2,869万円	44.1%
固定資産税	146億2,396万円	4.4%
土地	52億9,751万円	1.2%
家屋	51億8,247万円	5.6%
償却資産	41億643万円	7.2%
交付金	3,755万円	△4.4%
軽自動車税 (環境性能割を含む)	4億8,527万円	7.9%
市たばこ税	9億8,260万円	△4.7%
入湯税	1,200万円	0%
都市計画税	16億8,965万円	3.4%
合計	305億1,370万円	4.6%

年度別の予算額

年度	予算総額	一般会計
令和元年度	1,054億8,220万円	550億6,000万円
平成30年度	1,026億3,518万円	532億4,000万円
29年度	1,064億4,191万円	531億8,000万円
28年度	1,062億2,292万円	526億円
27年度	1,056億3,209万円	528億8,000万円

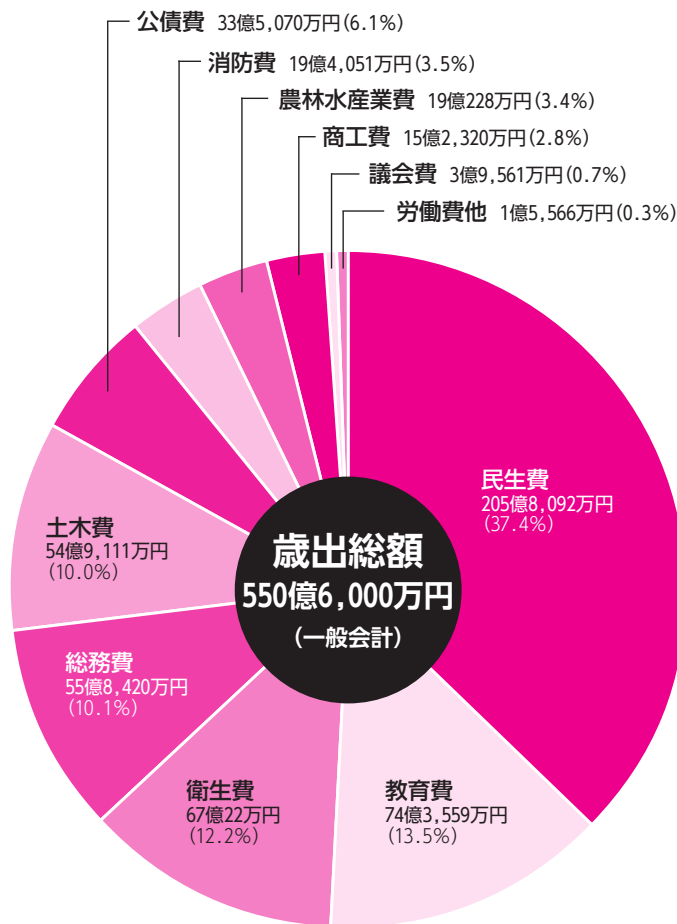
難しい用語を
解説します



- ▼一般会計：市の行政運営の基本的な経費を網羅した会計
- ▼特別会計：国民健康保険、公共下水道事業など、一般会計とは別に独立した経費管理が行われる会計
- ▼企業会計：地方公営企業法の適用を受け、市が経営する病院や水道、渡船の各企業活動の会計
- ▼分担金・負担金：市の事業により利益を受ける方に、費用を負担していただく財源。保育所保育料など
- ▼国庫支出金：特定の事業に対して、国から交付される財源
- ▼県支出金：特定の事業に対して県から交付される財源
- ▼地方消費税交付金：地方消費税の2分の1の額が、県から交付される財源
- ▼地方交付税：地方公共団体間の財源の不均衡を調整するため、国から交付される財源
- ▼市債：道路や学校などの建設資金などを、国や金融機関から借り入れる財源

会計別予算

会計名	予算額	前年対比
一般会計	550億6,000万円	3.4%
特別会計	343億7,761万円	△0.9%
国民健康保険	162億3,326万円	△1.7%
公共下水道事業	35億9,431万円	△3.6%
農業集落排水事業	5億4,760万円	△3.3%
介護保険	118億5,921万円	0.3%
後期高齢者医療	21億 221万円	4.0%
佐久島診療所事業	4,102万円	△5.4%
企業会計	160億4,459万円	9.2%
病院事業	107億1,162万円	6.6%
水道事業	51億2,322万円	15.4%
渡船事業	2億 975万円	1.0%
合計	1,054億8,220万円	2.8%



西尾市の予算を 家計簿で考えてみよう！

西尾市の一般会計予算の単位を1万分の1にして、年収550万円の家計に例えてみました。

収入	
給料	469万円
うち基本給(市税)	305万円
うち諸手当(国県補助金など)	164万円
パート収入(使用料・手数料など)	52万円
貯金の取り崩し(繰入金)	9万円
銀行からの借り入れ(市債)	20万円
合計	550万円
支出	
食費など(人件費)	96万円
光熱水費、日用品費、通信費など (物件費、補助費等)	169万円
医療費など(扶助費)	110万円
家の修繕、車の買い替えなど (普通建設事業費、維持補修費)	76万円
ローン返済(公債費)	33万円
子どもへの仕送り(繰出金)	62万円
貯金(積立金)	4万円
合計	550万円

性質別歳出の主な経費の内訳

区分	予算額	前年対比
人件費	96億4,272万円	△4.3%
扶助費	110億1,227万円	△0.1%
公債費	33億5,070万円	△4.3%
普通建設事業費	67億8,246万円	12.4%
物件費	121億4,653万円	5.4%
補助費等	39億3,680万円	19.6%
繰出金	61億8,521万円	△1.8%

- ▼地方譲与税：地方に属すべき財源が国税として徴収され、国から交付される財源
- ▼扶助費：生活保護費や児童手当、医療費などの社会保障にかかるとる経費
- ▼公債費：市が発行した地方債の元利償還などにかかる経費
- ▼普通建設事業費：道路や公園などの社会資本、学校や公民館などの公共施設の整備にかかる経費
- ▼物件費：賃金や旅費、需用費、役務費、委託料などの消費的性質の経費
- ▼補助費等：市が公益上必要と認めた場合に個人・団体などへ支出する経費
- ▼繰出金：一般会計と特別会計の間で支出される経費